第88号
金田町報
発行所　金田町中央公民館
編集兼発行人　原田豊茂
印刷所　九州機関紙印刷所

かなだ

金田町人の動き

人口	9,198
男	4,471
女	4,727
世帯数	2,184
転入	15
転出	48
出産	9
死亡	10

昭和四十四年度 施政方針

町長　大島六郎

昭和十四年度予算案を審議するにあたり、私は施政方針を述べましたので、その要旨を本紙を通じて町民の皆様へ御報告申し上げます。

本年度提案の予算は
一般会計総額　二億五千百七十四万円
特別会計総額　三千百十七万五千円となっております。

前年度の当初予算と比較して、一般会計において七千六百五十六万二千円の増となっております。

また特別会計においては六百五十万六千円の増となっております。

本年度の主なる事業および今後の構想の要旨は、次のとおりであります。

一、土木事業関係

(1)竹本、福吉線道路改良工事
工事長　四五〇米
幅員　三米
事業費　四百四十一万円
吸収人員　三、七三〇人

本年度も、昨年同様道路の改良工事を取り上げ、失対事業の効果を上げるものであります。

本路線の完成により地域住民の交通の利便を計り、以って経済圏の拡大に大いに役立つものと期待されます。

(2)緊急就労対策事業費
1、神崎、南木線（簡易舗装工事）
箇所　神崎
工事長　六七二米五十
幅員　四米
吸収人員　二、四六〇人
2、堀川、古谷線（簡易舗装工事）
箇所　神崎
工事長　四〇〇米
幅員　四米
吸収人員　二、七三五人

以上緊急就労対策事業費の総額は、一千三百八十万円であります。

本事業は産炭地特有の炭坑離職者の就労事業であり、毎年各地の簡易舗装工事を施工し、その事業効果は高く評価されています。

特に本町の就労者は、技能はもとより、就労の状態も良く、他町村に比べ非常にすぐれています。

本年度においても、以上二路線の簡易舗装工事を計画しており、工事完成の暁には現在の悪路に対する不便は解消され、通勤、通学時における交通の安全の面においても、その効果は大なるものがあります。

(3)神田橋かけ替工事
工事長　六十八米
幅員　八米
事業費　九百万円

昭和四十三年度より引き続き四十五年度までの継続事業。（なお、昭和四十四年度は橋の下部工事を施工します。）

すでに御承知のとおり、本橋梁は老朽甚だしく、四十三年度よりの三カ年継続事業で架替をし、幅員、八米（車道六米、人道左右一米）の橋梁となり、これが完成することにより歩行者の通行、また車輌の運行は容易となり、不便はすべて解消され、その効果は大なるものがあります。

(4)一般鉱害道路復旧事業
1、垣田、大坪線
箇所　垣田
工事長　五三〇米
工事費　五百九十六万円
2、松崎、東金田線
箇所　東金田
工事長　二〇〇米
工事費　四百七万円
3、東金田、七田線
箇所　上金田
工事長　七九六米
工事費　九百万円

以上一般鉱害道路復旧事業の総額は一千九百三万円であります。

道路の復旧により、本来の効用を回復し地域住民の民生の安定を図る意味で、その効果は大いにあがるものと思われます。また、復旧に当っては、各地区の実情を充分考慮し、施工するものであります。

(5)山の神地区溜池復旧事業
山の神溜池、白迫溜池
事業費　二千十八万二千円

この溜池は鉱害による漏水のため効用を大いに阻害されていますが、この復旧により効用の回復を計り、関係農地の用水が確認されます。

なお四十四年度においては、白迫溜池の残工事、山の神溜池の復旧、用水の補給施設の施工を計画しています。

(6)一般鉱害下水道復旧事業
西金田線
工事長　五四九米
工事費　一千百九十二万円

(7)産炭地域開発就労事業（第二種公共事業）について

昭和四十四年度六月より新しく出来る補助事業で、性格としては、緊就事業と類似しており、すべての失業者が就労の対象であります。本町としましては、次の四カ所を四十四年度事業として県知事に要望中で、財源の裏付けが出来次第、補正予算に計上し、実施する計画であります。

1、平原団地誘致企業用地造成工事

造成計画面積約十万平方米で田川市および糸田町と隣接しており、すでに住宅団地は現在建設中で、四十三年度二〇戸、四十四年度三〇戸、将来は二〇〇戸程度にする計画で、工場および住宅の大団地とするものであります。本団地には二重が池もあり、県道田川、直方線より団地を縦断して田川市へ通ずる産業道路を作る等、立地条件にも恵まれています。

有力企業を誘致すべく目下検討中であります。
（造成工事費概算　一千六百二十万円）

2、堀川、古谷線道路新設工事

工事概要は、延長千五十米、切土一万一千九百四十立方米、盛土一万一千九百三十四立方米、側溝八百八十四米で、工事費概算一千百三十五万円。

この路線は、本町と頴田町を結ぶ最短道路で国道二〇一号線へも接続が出来、飯塚、福岡方面への通勤はもちろん経済圏の拡大にも大きな効果があります。本路線開通後には、沿線に広大な原野があるので、これを住宅および工場用地として造成し、企業を誘致、また将来はバス路線にする計画であります。

3、人見、境町農道改良工事

工事概要延長二五〇米
幅員三米、石積四〇〇平方米、盛土　四五〇平方米
工事費概算　二百十五万円

この地区においては主として果樹（ブドウ、栗）及び野菜の栽培を行なっており、収獲量も年々増加の一途をたどっておりますが、既設の農道は幅員、一米未満で耕耘機はもちろん、作物の運搬にも困難を来たし

二面につづく

一面よりつづき

ている現状で、関係者より再三農道の改良方陳情をうけていましたが、現在の町財政の状態では単独事業は困難であり、幸い本年度より産炭地域振興事業ができるので、国の補助をうけ実施する計画であります。

4、大牟田池改良工事

工事概要提長　四〇米
鋼土四二〇立方米、浚渫土二、四〇〇立方米
工事費概算　五百三十三万六千円

田ノ口地区に位置するこの溜池は、受益面積七町五反、農家戸数二三戸で漏水および土砂沈でんにより絶対量が不足し、年間約二〇%の減収が見込まれており、これを解決するため本溜池の浚渫および漏水止工事を施工し、効用の回復を計り用水の確保をするものであります。

二、農林関係

1、養蚕

桑園造成四町歩（四ツ高地区）

昭和三十九年度より、本町の産炭地振興対策の一環として取り上げました養蚕業について、毎年造成を行ない、現在十五町歩、養蚕戸数十五戸となっております。

昨年の十二月、田川養蚕部会が田川農協に設置され、今後田川の養蚕として大いに発展の途上にあります。田川の先進地として一層の事業効果を上げ、明るい見透しに立って、今後とも桑園造成を進め、本町産業の発展を計りたい所存であります。

(2)同和対策事業

同和対策事業としては、毎年事業計画を提出しておりますが、予算確立ができず未着手の事業が相当残されておるのが現状であります。

関係地区住民の期待に添うよう、今後一層予算の確保に努め、事業完成を進めたい所存であります。

次の事項につきましては、予算の確保ができ次第補正予算で計上いたし、実施したいと思います。

1、農山漁村同和対策事業

(1)下神崎農道改良工事（公民館から堀川、古谷線への間線道路）

工事長　三一〇米
幅　員　三米
工事費　四百七十万円

現在幅員〇・五米程度の山道で、狭隘に屈曲しておるため、耕耘機、トレーラー等農作業機械の普及に伴い、その通行に不自由を来たし、大きく迂回している現況であります。

本工事完成の暁には通行は容易となり、不便は解消され、農作業の効率化を計り地域住民の営農意欲を向上させるものであります。

(2)南木農道改良工事（分教場下農道より中学、南木線取付道路）

工事長　二三〇米
幅　員　三米
工事費　二百万円

2、農村同和対策事業

(1)宝見地区農機具購入および管理施設

もみすり機具一式　四十万円
倉庫一棟（十坪）　三十万円

(2)下神崎地区農機具および管理施設

倉庫一棟（十坪）　三十万円

(3)垣田地区農機具購入および管理施設

コンバイン　一台　六十万円
田植機　一台　四十万円
倉庫一棟（十坪）　三十万円

農機具購入および管理施設設置により、適期に効果的高度利用を行い、同和対策地区住民の人的、経済的負担の軽減と営農振興を計りたいと思っております。

(4)南木農道改修工事（鋤迫池提防）

工事長　三五米
幅　員　三米
工事費　七十二万円

現在鋤迫池提防は降雨等により常時土砂崩れが起き、耕耘機、トレーラー等農機具の運搬にも支障を来たしている状態であります。

本工事完成により通行を容易にし、併せて農業振興の面にも大いに効果を上げるものと期待されます。

三、民生企画関係

1、第二種公営住宅の建設について

戸数　三〇戸
事業費　二千四百五十万
　　六千円
内訳　国庫補助金　一千二百四十四万四千円
　　県費補助金　三十万九千円
　　四百七十万円
起債　七百五万三千円

むに足りる住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与致したい所存であります。

場所においては、昨年度事業として二十戸建設の平原地区と神崎方面の適地に三十戸、さらに県営住宅の誘致等により、住宅難の緩和を計るとともに、人口流出防止対策を講じたいと思います。

2、低環境地区整備事業

1、生活館建設事業

規模　一四五平方米
構造　木造平家建
事業費　三百四十七万七千円
（補助事業国庫補助½）

地方改善事業、特に同和対策推進事業の一環として年次計画中の生活館は、本年度さらに神崎地区に一カ所建設し、地域の生活改善、保健衛生思想の高度化を計るとともに、話し合いの場として、その他あらゆる面に活用し、住民福祉の増進を計って行きたいと思います。

2、児童遊園地の設置について

垣田地区児童遊園地設置事業
設備費　四十万円
七十石地区児童遊園設置事業
設備費　三十万円

児童遊園の必要性は充分考えているところでありますが、町財政上の問題を考慮して、本年は同和対策事業として既設の生活館前の広場に県費補助をうけて遊具を備付け、児童の遊び場としての道を開きたいと思います。

なお、その他の地区においても町財政の許す範囲において、年次的に設計、計画して行きたい所存です。

3、納骨堂の建設について

規模　八十平方米
構造　鉄筋コンクリート
工事費　五百万円

目下鉱害による地盤整備の話し合いが、地区住民と関係官庁との間になされている折であります、この問題が解決した暁には、同和対策事業として、県費補助により、上金田地区に納骨堂を新設し、墓地の環境整備を計りたい所存であります。

3、老人福祉対策について

敬老年金八十才以上
年額　三千六百円

多年にわたり地域社会の発展のため寄与されて来た者として敬愛され、更に健康で安らかな余生を送ってもらう可く、老人福祉対策の一環として、町独自の敬老年金支給条例を制定して、八十才以上の老人に対し僅少ではありますが、年額三千六百円を支給致したいと考えています。

4、県道田川、直方線（金田本町筋区間）の替道路の新設について

車輌運行の激増に伴なって歩行者は毎日危険な状態となり、また買物客の足は奪われ、商店経営者においては、生活権まで侵害されている現状であり、誠に遺憾にたえません。

私としましては、これが解決策として前首長の構想を継承しまして、彦山川に添って、本県道の替道を新設すべく関係機関へ陳情を続けておりますが、今後とも皆さまの御協力をお願いし、一日も早く、この交通地獄が解消されるよう努力して参りたい所存であります。

四、保健衛生について

(1)し尿処理場

処理能力　三十五K
総事業費　九千六百三十二万円
内訳、国庫補助三分の一　一千八百三十万円
　　起債　五千四四六十万円
　　一般財源　二千三百四十一万円

(2)じんかい処理場（次年度以降計画）

処理能力　二〇屯
総事業費二千五百万円

住民の保険については、昨年同様体育の向上、予防対策に重点をおき、特に予防接種率の上昇については、あらゆる方法によって宣伝広報し、その実現に努力したいと思います。

し尿、じんかい処理場の建設については、過去三カ年に亘り検討されて来たところでありますが、昨年度中下田川四カ町において数回にわたる協議の結果、赤池町を除く三カ町で一部事務組合による汚物の共同処理を致したいとの意見の一致を見たので、四十四年、四十五年の二カ年計画で下

三面につづく

二面よりつづき

田川衛生センターの建設をめざしているものであります。場所については、目下検討中であります。

五、社会教育関係

同和教育を積極的に推進し、同和地区の生活文化の向上を計りたいと思います。

なお、青少年の健全育成のため柔、剣道の指導に力を注ぎ、これが体育の向上を計ると共に、青年団子供会等の指導者の養成にも努めたいのであります。

六、学校教育関係

（小学校関係）

一、校内放送施設について

価額　五十九万九千五百円

（放送機の購入経過）

放送機の購入……校舎改築以前（昭和二十九年頃）

（経過と現状）

出力三十ワットで現在の第一、第二、第三教棟および講堂の全部に一斉放送なすことは、出力不足と老朽のため機械不全の状態となりましたので、町内有志の厚意により、四十二年門鉄局使用済みの放送機を無償払い下げを頂き使用して来ていましたが、これまた同様校内の一斉放送が困難となり、最近では一時中止の現状であります。

現代教育に占めるこれが役割は、いまや説明の要をまたないまでに重要なもので、児童の学校生活を正常に運行し、指導する中心はこの設備にあると考えられます。

(2)東側ブロック塀について

工事延長　二十四米
費用　七万三千円

校地、校舎の管理と学校現状の整備のため、昨年の予算で二棟校舎および講堂側面のブロック塀は完了を見ましたが、ごみ焼場移転の問題に伴って東側便所の工事が一部未完了のため、昨年度工事に引き続き、本年度工事として施工するものであります。

(3)中央廊下、保健室について

工事費用　二十六万三千円

衛生教育は学校保健教育の中核をなすものであり、特に児童の手洗い、洗面の指導は日常健康生活の基盤をなすものであります。

校内には現在一学級の全児童を対象とした手洗い施設が中央廊下にあるが、これは設備や器具が不充分できない現状であるので、これに一部改修を加えて従来の単なる『手洗場』から『手洗い洗面の実践教室』として活用したいのであります。

（中学校関係）

1、渡り廊下について

工事面積　三十八平方米
工事費　三十八万円

新校舎と新便所、本館と新館との間は毎日生徒の往来が繁しく降雨の日や吹雪の日等は路面がすべり生徒の歩行に危険を感じています。

また渡り廊下がないため土面との境がはっきりせず、昇降口が汚れ、生徒指導上非常に困難を感じているので、生徒管理の面からもこの整備に当りたいのです。

2、職員便所

工事面積　十二平方米
工　費　三十六万円

現在は体育館西側の便所を男女生徒と共同使用している状態であり、また父兄来客の場合等距離が遠いので非常に不便を来たしているので、これが施設を完備したいと思っています。

3、ブロック塀について

全長　一二五米（ブロック七段）
工事費　四十六万三千円

四十三年度に校地北側一三二米は完成を見ましたが、校門より校地南側にブロック塀を施工致したく、生徒および近隣の子供の出入が自由で、休日等学校管理に支障を来たしている状態でありますので、環境作りの意味からも是非必要と考えられますので、財政の見透しがつきましたら、本年度事業として補正予算で計上いたし、実施したい計画であります。

以上、昭和四十四年度に当り私の施政方針、構想を述べさせていただきましたが、町民各位におかれまして、切実な要望等があれば予算の見透しがつき次第実施したい考えです。

みなさまの御協力により良き町政の実をあげたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議会だより

議会事務局

昭和四十四年第二回定例町議会が、昭和四十四年三月十三日本町議会議事堂に招集され、今日より三十一日まで（十九日）の会期により、次の諸議案が慎重審議され、当局案どうりそれぞれ可決されました。

◎町歳計現金預入先について（可決）

◎金田町名誉公民設置条例の一部を改正する条例について（可決）

◎金田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用、弁償に関する条例の一部を改正する条例について（可決）

◎金田町行政区長及び組長設置条例の一部を改正する条例について（可決）

◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（可決）

◎全国町議会議員及び書記給与条例の一部を改正する条例について（可決）

◎金田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（可決）

◎金田町消防団員の定員・任用・給与・分限及び懲戒服務等に関する条例の一部を改正する条例について（可決）

◎金田町有線放送、電話に関する条例の一部を改正する条例について（可決）

◎固定資産評価審査委員会委員の選任について、金田町二区、平島憲一氏が選任された。

◎金田町敬老年金条例の制定について（可決）

◎金田町営住宅に関する条例の制定について（可決）

◎昭和四十三年度金田町一般会計補正予算（第七号）について（可決）

今回補正額一五五千円減額、累計額二四〇、七八五千円。

◎昭和四十三年度金田有線放送電話特別会計補正予算（第四号）について（可決）

今回補正額一五八千円
累計額一一、四三六千円

◎昭和四十三年度金田町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について（可決）

今回補正額一六千円
累計額二六、七六〇円

◎昭和四十三年度金田町簡易水道特別会計補正予算（第二号）について（可決）

今回補正額一八三千円減額
累計額四三〇九千円

◎昭和四十四年度金田町一般会計予算について（可決）

◎昭和四十四年度金田町有線放送電話特別会計予算について（可決）

◎昭和四十四年度金田町国民健康保険特別会計予算について（可決）

◎昭和四十四年度金田町簡易水道特別会計予算について（可決）

◎専決処分事項の報告について（承認決定）

昭和四十三年度金田町一般会計補正予算（第六号）

昭和四十三年度昭和四十四年一月二月期、金田町水道事業会計暫定予算

◎昭和四十三年度金田町一般会計補正予算（第八号）について（可決）

今回補正額一二三五千円
累計額二四二〇一〇千円

◎金田町名誉公民決定について

三区、辰島芳春氏決定

該当資格　昭和三十年四月～昭和四十二年四月（三期）福岡県議会議員

◎金田町議会常任委員会委員、並びに常任委員長および副委員長の選任について

（総務常任委員会）

委員長　清水　義雄
副委員長　米家　荒雄
委　員　松本　雪雄
委　員　池田　升雄
委　員　大井　政則
委　員　浦田　由光

（産業経済民生委員会）

委員長　辰島　保
副委員長　池長　幸吉
委　員　竹本あきら
委　員　大島　陸雄
委　員　井上　明
委　員　長谷川英彦

（土木鉱害委員会）

委員長　檜垣　米蔵
副委員長　藤元　俊治
委　員　守田　保
委　員　吉田　志郎
委　員　中村　正
委　員　植高勇太郎

◎金田町立学校設置条例の一部を改正する条例について（可決）

◎金田町税条例の一部を改正する条例について（可決）

◎昭和四十三年度金田町一般会計補正予算（第九号）について（可決）

今回補正額一七七〇千円減額
累計額二四〇二四〇千円

昭和44年度金田町一般会計予算

歳入　　歳出　（単位千円）

款	本年度	前年度	比較	款	本年度	前年度	比較
1、町税	37,593	33,524	4,069	1、議会費	9,234	8,345	889
2、自動車取得税交付金	3,700	10	3,690	2、総務費	35,133	33,638	1,495
3、地方交付税	88,759	66,000	22,759	3、民生費	33,745	18,295	15,450
4、交通安全対策特別交付金	100	10	90	4、衛生費	12,703	14,564	△1,861
5、分担金及び負担金	2,220	1,080	1,140	5、労働費	19,722	20,626	△904
6、使用料及び手数料	1,358	1,304	54	6、農林水産業費	2,980	2,798	182
7、国庫支出金	89,395	48,951	40,444	7、商工費	475	420	55
8、県支出金	6,742	2,763	3,979	8、土木費	43,656	8,780	34,876
9、産業収入	460	591	△131	9、消防費	3,467	3,076	391
10、財産収入	1	1	—	10、教育費	27,130	23,063	4,067
11、寄附金	1,000	7,083	△6,083	11、災害復旧費	54,366	35,600	18,766
12、繰越金	4,612	4,761	△149	12、公債費	9,027	5,871	3,156
13、諸収入	15,800	9,100	6,700	13、諸支出金	2	2	—
				14、予備費	100	100	—
合計	251,740	175,178	76,562	合計	251,740	175,178	76,562

昭和44年度金田町有線放送電話特別会計予算

歳入　　歳出　（単位千円）

款	本年度	前年度	比較	款	本年度	前年度	比較
1、負担金及び負担金	457	644	△169	1、総務費	3,148	2,360	788
2、手数料	4,549	3,354	1,195	2、業務費	2,281	1,888	393
3、使用料及び使用料	100	75	25	3、予備費	50	20	30
4、財産収入	343	183	160				
5、繰越金	10	10	—				
6、諸収入	2	2	—				
合計	5,479	4,268	1,211	合計	5,479	4,268	1,211

昭和44年度金田町国民保険特別会計予算

歳入　　歳出　（単位千円）

款	本年度	前年度	比較	款	本年度	前年度	比較
1、国民健康保険税	6,980	6,537	443	1、総務費	1,714	1,456	258
2、使用料及び手数料	25	25	—	2、保険給付費	19,940	14,549	5,391
3、国庫支出金	14,735	9,442	5,293	3、公債費	148	61	87
4、県支出金	35	35	—	4、諸支出金	2	2	—
5、繰入金	10	10	—	5、予備費	20	20	—
6、繰越金	1	1	—				
7、諸収入	38	38	—				
合計	21,824	16,088	5,736	合計	21,824	16,088	5,736

昭和44年度金田町簡易水道特別会計予算

歳入　　歳出　（単位千円）

款	本年度	前年度	比較	款	本年度	前年度	比較
1、使用料及び手数料	1,559	1,508	51	1、衛生費	3,872	4,313	△441
2、国庫補助金	83	544	△461				
3、繰入金	1,984	2,158	△174				
4、繰越金	244	1	243				
5、諸収入	2	2	—				
6、町債	—	100	△100				
合計	3,872	4,313	△441	合計	3,872	4,313	△441

御芳志ありがとうございました

金田町教育委員会

松若吉則殿
御長男吉昭様の香典返しとして教育後援会へ

河井サキノ殿
御主人宝造様の香典返しとして教育後援会へ

それぞれ御芳志をいただきました。謹しんで故人の御冥福を御祈り申し上げると共に厚く御礼申し上げます。

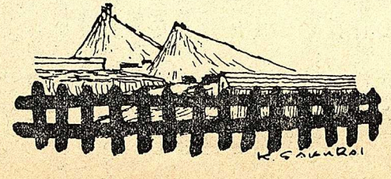

有線放送電話
加入者の皆様へ

総務課

本町有線放送電話事業も、昭和三十九年四月発足以来、本年で五カ年目に当ります。

その間加入者各位の絶大なる御協力によりまして、加入者も現在七八〇戸となり、本事業も円滑に推進されて来ました。つきましては諸経費等の増により、本事業の運営が困難となり基本料金改正の止むなきに至りましたので、この実状を別添資料提示の上、定例町議会、運営委員会に報告し、承認を得、条例の改告をなし、次のとおり決定致しましたので、皆様の御協力をお願い致します。

◎四月一日から次のとおり改正いたします。

○有線放送電話使用料の改正。

基本料金　月三〇〇円
放送料金　一回二〇〇円（一日三回六〇〇円）

○交換取扱い（接続）業務については、従来同様二十四時間（夜）取扱いを考えておりましたが、予算の都合等により、止むなく次のとおりに変更いたしましたので、何卒、御了承下さるようお願い致します。

○交換取扱い（接続）時間の変更
開始、午前六時から
終了　午後十時まで

午後十時を以って交換（接続）業務を打切り終了いたします。

お願い

午後十時以後の電話は、万止むを得ない急用以外は、御遠慮願います。

※有線放送電話事業は、御承知のとおり特別会計独立採算制で運営していますので、基本料金、市外通話料の滞納が重なりますと、即運営に支障を来たしますので、お忘れなく毎月納入下さるようお願い致します。有線放送電話に対する皆さま方の今一層の御協力をお願い致します。

別添資料　（昭和43年度）

施設名＼金料	使用料内訳 (イ)基本料金（月）	(ロ)通話料（1回）	(ハ)時間外通話料（1回）	(イ)(ロ)(ハ)平均通話料（月）	公社取次料（1回）	放送料（1回）
金田	250円	円	円	250円	10円	100円
方城	150	5	10	400～450	10	200
赤池	150	5	20	400～450	10	150
糸田	150	5	11	400～450	10	200
太宰府	450			450	10	200
曽根	500			500	10	300

国をささえる若い力

自衛隊
陸、海、空士
志願案内

総務課

◎初年度実質給与
○初年度俸給月額
一七、六〇〇円、十カ月経てば一九、八〇〇円
○衣食住、無料
●制服、作業服、下着類などは無料で貸与されます
●食事（加給食）…無料で支給されます。
●住居…営舎内に居住し無料です。
○賞与年間　三回、四・四カ月分
その他各種手当及び退職金があります。
◎身分は特別国家公務員保障は万全、安心して楽しい勤務ができます。
◎幹部へ昇任の道も開かれています。
◎上級学校へも進学できます。
※受験資格
入隊する月の一日現在十八才以上、二十五才未満の日本国籍の男子
※常時受付け

金田中学校
卒業生の進路

金田町教育委員会

去る三月十五日に義務教育九カ年の幕を閉じる男子一一五名、女子一〇八名計二二三名の卒業式が父兄来賓多数出席のもとに盛大に行なわれました。将来の希望を胸に抱き感無量のことだったと察します。卒業生はそれぞれの自己の進路においてベストを尽されることを確信致します。なお、本年卒業生の進路は別表の通りです。

昭和44年３月卒業生の進路状況　S44・3

卒業生総数	223	男 115	女 108	進学者 64%
進学者	143	78	65	就職者 31%
各種学校	9	0	9	各種家事 5%
就職者	70	37	33	
家事、家業	1	0	1	

就職者の地区別統計

県内	男	女	県外	男	女
金田	5	3	東京	1	0
方城	1	0	神奈川	1	1
田川	1	7	愛知	7	1
小計	7	10	岐阜	2	3
飯塚	0	1	京都	0	2
遠賀	0	1	大阪	12	2
大川	1	0	奈良	0	1
北九州	1	4	兵庫	1	5
小計	2	6	岡山	3	2
京浜	男 2	女 0	広島	1	0
			大分	0	1
			計	28	17
中京	9	4			
阪神	13	10			
瀬戸内	4	2			
その他	0	1			
計	28	17			

県外就職者　45人（64.3%）
県内就職者　25人（35.7%）

昭和44年３月卒業生進学状況　S44.3.24

学校名	科名	男	女	計	学校別計	%
田川東	普通科	15	24	39	42	45.7
	被服科		1	1		
	定時	1	1	2		
鞍手	普通科	8	3	11	11	11.7
田川	普通科	1		1	6	6.2
	家庭科		5	5		
田川工業	機械科	4		4	9	9.3
	建築科	4		4		
	工芸科	1		1		
田川農林	農業科	1		1	8	8.25
	林業科	2		2		
	園芸科	3		3		
	生活科		2	2		
筑豊工業	機械科	2		2	3	3.1
	土木科	1		1		
筑豊	商業科		2	2	2	2.06
田川	商業科	5	11	16	16	16.5
公立小計		48	49	97		㋑67.9
私立高校	飯塚商業	6	9	15	46	㋺32.1
	飯塚高校	8		8		
	直方学園	4		4		
	その他	12	7	19		
公私立合計		78	65	143		
%		㋩35	㋥29.1	㋭64.1		

※　1、㋑㋺の%は進学者143名に対する%
　　2、㋩～㋭の%は卒業生223名に対する%

テレビの見方・見せ方（2）

中央公民館

テレビの娯楽性は子どもから遊びをうばう

一体、子どもはなぜテレビに強く引かれるのであろうか。そんなこと決まっている。「テレビは面白いから」である。子どもは、何の興味もないものに熱中するわけはない。さて、それでは「子どもにとってテレビはなぜ面白いのか」ということについて考えてみることにしよう。

まず第一にあげられるのは、「テレビは娯楽であって、勉強ではない」という点である。

こんなことは、ごくあたりまえのように思えるが、実は「テレビは娯楽である」ということは、子どもとテレビとの関係を考えるのに大いへん大切なことなので、もしテレビの内容がすべて学校の勉強のようなものであるなら、子どもは現在のようにテレビには熱中しないのではなかろうか。現在の日本のテレビの番組の大半は娯楽である。NHKのような公共放送ですら、その大半は娯楽なのである。もちろんNHK教育TVもあるし、民間放送にも教育番組はあるが、視聴率は非常に低い。テレビは世の大人たちが、社会的な仕事で疲れるその精神的疲労をいやそうとして、娯楽を家庭に送り込むのである。ただ、日本のテレビの娯楽性は、「勤労の疲れをいやす」などという高邁な娯楽ではなく、強烈な娯楽性によって、商業主義のコマーシャルの効果をあげようとするにすぎないものであるといえよう。すなわち、「面白い番組でなければスポンサーがつかない」だけのことなのである。そこでいっそうテレビの娯楽性はつよめられてゆく。ところが困ったことに、子どもには社会的な労働がないので、「テレビによって勤労の疲れをいやす」などという必要がないのである。それどころか、子どもの日常生活は遊びの連続なので、テレビもその遊びの続きなのである。しかも、テレビの娯楽性が強く、子どもにとってもものすごく面白いということになると、「子どもは他の子どもらしい遊びや、友だちとのグループの中での遊びをやめて、テレビにしがみつく子ども」になる危険がある。「テレビは子どもを孤独にする」ということがいわれるのはそのためなのである。「子どもは友だちとの集団的な遊びの中で育つ」といわれているのに、幼児期からテレビの中にだけ喜びを求めているとしたら、将来どんな人間に育つであろうか。テレビの「ポパイ」や「名犬ラッシー」や「坂本九ちゃん」は子どものアイドルではあるが、その子どもの社会性を育てるグループの中の友だちではない。（さてこのことから当然「友だちとの深い交友を失う程、テレビを見せるなかれ！」といえる）

（新生活運動協会）

就任挨拶

行政相談委員
金田町神崎一
香月豊

昭和四十二年以来、行政相談委員をしておられた、木下正則氏が先般、任期満了により辞任されましたので、その後任として、私が不肖の身を以って委嘱されました。

私こと元来、浅学非才であり、また初めての職場でありますので、果してその大任を完し得るか不安でありますが、就任致しましたからには、懸命の努力と勉強を致しまして、町民皆さまのお役に立ちたいと思っておりますので、何卒御指導、御鞭撻を賜わりますようお願い致します。

行政相談とはどんなことか、わからない方もあろうかと思いますので、簡単に説明致します。

国家機関である、建設省、厚生省、労働省、運輸省、など各省の外、国の出先機関、税務署、労働基準局、県の出先機関、土木事務所、福祉事務所等の外、電々公社、専売公社、公団、国鉄、警察、町等に対し、申請したことにつき、不親切な目にあった、甚だしくおくれたり、どうにかしてもらいたい、取り合わなかったりされた時に、相談委員にその事情を述べますと、委員の手続きにより、行政監察局は関係官庁に対し、促進、注意、勧告等を行ない、個人ではなかなか解決されない問題が、スムースに解決されます。

このように不明の点や、苦情のある方は、何でも気軽にお出で下さい。

秘密は絶対にもれる心配はありません。

以上

夫婦関係（1）

金田町青少年問題協議会

夫婦仲の良い家庭から問題の子は出ない

家庭内人間関係中もっとも重要なもっとも基本的な意味を持ち、家庭内の他の人間関係にも大きな影響力を持っているのが夫婦の人間関係です。夫婦の仲がはた目にもむつまじい家庭から、問題の子などは大体出ないようです。それはまず第一に夫婦仲が良いということ自体が、家庭内の他の人間関係を良くして、子どもの人間形成に間接的にプラスしているからです。それから第二には、真に仲が良いということは夫婦互いに他の人格を認めあい、自分の務めをじゅうぶんにはたすからであって、そのような人は多分夫婦の人格を認めて子どもの人格を認めないということはないでしょうし、また夫、妻としての務めだけをはたして父、母としての務めだけをはたさないということはない。という子どもにたいする直接的な働きかけもあるからです。

二つの意志の完全な合致は不可能

さきに仲むつまじい夫婦から問題児は出ないと申しあげましたが、いま仲むつまじいからといってその仲むつまじさは、いつまでも変らないとはいいきれません。初めのうちこそ二つの意志もまったく合致しているかの如く見えますが、日数がたつにつれて我が芽ばえ出し、二つの意志の結合度もときどき怪しくなり、妙なことも起こって参ります。しかし、利口な人たちはそれを芽のうちに摘み取ってしまったり、あるいは衝突後の事後処理を手ぎわよく短時間のうちにすませて、子どもたちやその他のものには影響が及ばないようにします。二人は今後も永く生活をともにし、子どもたちを立派に育て上げなければならないのですから、衝突したらしっ放しでなかなかもとに戻らないというのでは、自分たちもいやな気持でいつまでもいなければなりませんし、また子どもたちがかわいそうです。

とにかく二つの意志が存在する以上、その間の衝突は避け得られないとしても本人たちにとってはもちろん、子どもたちにとってもその被害を最少限に食い止める努力をしなければなりません。一体夫婦はどういうことで、またはどういうことのために意見が衝突し、夫婦喧嘩にまで発展するのでしょうか。